人事院勧告は32年ぶりの高水準、扶養手当・地域手当に課題

1 国家公務員に対する人事院勧告とは?

人事院は8月8日、一般職国家公務員の勤務時間及び給与の改定についての勧告・報告、公務員人事管理に関する報告を、内閣総理大臣と両院議長に対して行いました。勧告・報告は、一般職国家公務員約30万人に対する労働基本権制約の代償措置として、民間の標準と同レベルの賃金・労働条件を保障しようとする制度です。

2 月例給平均 1.1 万円、ボーナス 0.1 月分引き上げも、実質賃金引上げには及ばず

3 年連続で月例給・ボーナスともに引き上げ勧告となりました。国会で可決承認されれば、 **①月例給** 高卒初任 2.14 万円、大卒初任 2.38 万円が最も上げ幅が大きく、50 代 4300 円、再任用 4 千円も含めてすべての国家公務員が 4 月に遡って昇給し、12 月末に差額が給されます。 **②ボーナス** 4.5 月→4.6 月に引き上げ。6 月に 2.25 月分が支給されているため、12 月は 2.35 月分が

②ボーナス 4.5 月→4.6 月に引き上げ。6 月に 2.25 月分が支給されているため、12 月は 2.35 月分が支給されます(来年は夏冬とも 2.3 月分支給予定)。再任用も 2.4 月と 0.05 月分引き上げられ、6 月に 1.175 月分が支給されているため、12 月は 1.225 月分が支給されます。

3 扶養手当の対象から配偶者を除き、子の分を増額

昨年の県人勧によれば、民間における家族手当の支給状況は、制度がある事業所が 77.6%、配偶者に家族手当を支給する事業所は 61.6%で、平均支給月額は配偶者 10,419 円、配偶者と子 1 人 16,352 円、配偶者と子 2 人 21,650 円となっています。全国的にはこれをやや下回る率となっていますが、人事院は「配偶者の就業に関わる制度が見直され、配偶者に係る手当が減少傾向にある」と屁理屈をつけて見直しを強行しました。この結果、配偶者分は現行 6,500 円→2025 年度 3,000 円→2026 年度廃止となり、子については 1 人当たり 1 万円→11,500 円→13,000 円となります。子 1 人の場合は 16,500 円が 2 年後には 13,000 円に減り、 2 人の場合も 26,500 円が 26,000 円に減ります。影響は深刻で、民間の平均を求めるべき人事院が官を動かし、民間も誘導しようとしています。

4 地域手当の見直し

国が地域手当を押し付けることで、高崎市職員は 6 %なのに高経附の教員は 2.5%、前橋市職員は 3%なのに県庁職員は 2.5%とおかしな差がついてしまっていますが、新設された都道府県単位の給地区分では、栃木県や茨城県が地域手当 4%となったのに対し、群馬県は 0%でした。手当率も 3~20%の 7 段階から 4~20%の 5 段階に再編成されたため、高崎市が 6 %→4%、前橋市と太田市が 3 %→4 %、渋川市が 3 %→0%と変更されました。県職員が勤務先によって手当が異なるのを避けるため、現行では一律 2.5%となっていますが、今後の県人事委員会の勧告や県当局との交渉で、現状維持か引き上げるのかが決まります。地域間格差を拡大させる地域手当は、地域別最低賃金にも 連動して大いに問題があり、高教組はその原資を全世代対象とする俸給額引き上げに活用するよう求めていますが、当面 3 %以上への引き上げを実現するべく、秋の確定交渉に臨みます。

5 次は10月中旬の群馬県職員に対する県人事委員会勧告

今後、県人事委員会勧告が示され、県当局・県教委と組合との確定交渉が始まります。多忙化と 教員不足解消、再任用教職員や臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメント根絶、両立支援の前 進などの要求を掲げ、すべての教職員が生活の不安なしに力を合わせて教育に専念できるよう、高 教組は全力を尽くします。学校現場のみなさまのご支援よろしくお願いします。

給与・ボーナスについて、みなさんの率直な声をお寄せください。

右の QR コードから、ご意見フォームにつながります。 国人勧を受け、県人勧が 10 月半ばに示される予定です。みなさんの ご意見を秋の確定交渉に活かしていきます。

